学校給食における食物アレルギー対応フローチャート

《全体編》

対応申請の確認

●アレルギー疾患のある児童生徒の把握・保護者からの申請
※〔「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求める〕

① 入学時　（就学時健康診断で情報提供。入学説明会で提出を要請）
② 進級時　（年１回　提出を要請）
③ 転入等時（転入時や新規で発症した場合の把握）

↓

個別面談

●保護者と個別面談を実施する。
※〔参加者例：保護者・校長（管理職）・栄養教諭等・養護教諭・学級担任〕

↓

プランの作成

●個別面談を受けて、個別取組プランを作成する。

↓

対応実施の依頼

校長は、給食センター長に対応の依頼をする。
※詳細な献立表対応、牛乳除去等

↓

対応委員会の設置と開催

●「食物アレルギー対応委員会」（仮称）を開催し、対応方法等を検討・決定する。
※〔構成者例：校長（管理職）・給食センター長・栄養教諭等・養護教諭・学級担任・給食担当教諭等・可能であれば教育委員会担当者・主治医・学校医〕

↓ 必要に応じ、教育委員会へ報告

対応内容の把握

●教育委員会は、「食物アレルギー対応委員会」の報告を受けた場合には、内容を把握し、環境の整備や指導を行う。

↓

最終調整と情報の共有

●校長は、決定した内容を対象者ごとに取組プランに記載し「アレルギー疾患取組報告会」で全教職員へ周知徹底する。同時に保護者へも内容を通知し、連携を図る。

↓

対応の実施

●学校給食における食物アレルギー対応を実施する。
※保護者の同意を得た上でエピペンを処方されている児童生徒の情報を消防機関に提供しておくなど、関係機関との連携を図る。

↓

評価・見直し・個別指導

●定期的に（年１回）、対応方法等の評価・検討を行う。
進級時等（引き続き対応が必要な場合は、管理指導表の提出を要請）
栄養教諭・養護教諭等は食物アレルギーに関する個別指導を行う。